

令和 8 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案

関 係 資 料

農林委員会

目 次

(農政部)

議第 4 0 号関係	農林	1
議第 4 1 号関係	農林	2
議第 6 6 号関係	農林	4

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

農業経営課

1 改正の趣旨

物価高による運営コスト増や温暖化等に対応した教育環境の整備への対応のため、全国の農業大学校のうち、最多数の学校が設定している授業料及び入学試験料と同額に引き上げるもの。

2 改正の概要

岐阜県農業大学校の授業料及び入学試験料を次のように改定する。

区 分	改 定 前	改 定 後
授 業 料	年額 70,320円	年額 118,800円
入学試験料	1,810円	2,200円

※ 令和8年4月1日に在学する学生及び令和8年度の中途において入学した学生に係る授業料の額は、令和8年度分及び令和9年度分の授業料に限り、改定前の額とする。

3 施行日

令和8年4月1日

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

家畜防疫対策課

1 改正の趣旨

(1) 個々の家畜ごとに異なる診療行為を適切に手数料に反映するため、家畜妊娠診断手数料等の額を家畜共済診療点数表に基づいた算定方法に改めるもの。

(2) 医薬品販売業の許可の申請等に係る手数料は、岐阜県厚生環境手数料徴収条例に規定されており、その「医薬品」・「医療機器」・「再生医療等製品」には、人だけでなく動物に対して使用されるものも含む、と医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条に定義されている。

そのため、動物用の医薬品販売業の許可の申請等に係る手数料は、同条例に基づいて徴収しているが、手数料の規定を政策分野別に分割することにより分かりやすくするという、各手数料徴収条例の制定の趣旨に鑑み、農政部が取り扱うこれらの手数料を岐阜県農林関係手数料徴収条例に規定するもの。

2 改正の概要

(1) 家畜妊娠診断手数料等の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	単位	改定前	改定後
家畜妊娠診断手数料	1頭につき	1,610円	農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表中B種の点数により1点の単価を10円として算定した額
家畜初診手数料	1頭につき	1,100円	同上
家畜妊娠診断証明書交付手数料	1通につき	800円	同上

(2) 動物用医薬品販売業等の許可の申請等に係る手数料を新たに規定する。

手数料の名称	単位	手数料の額
動物用医薬品販売業許可申請手数料	1件につき	29,000円
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき	11,000円

動物用配置従事者身分証明書交付手数料	1通につき	7,100円
動物用配置従事者身分証明書書換え交付手数料	1通につき	2,400円
動物用配置従事者身分証明書再交付手数料	1通につき	3,300円
動物用高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料	1件につき	29,000円
動物用高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	1件につき	11,000円
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	1件につき	29,000円
動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	1件につき	11,000円
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	1通につき	2,400円
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	1通につき	3,300円

(3) その他所要の規定の整理を行う。

「1型子牛虚弱症候群」の名称を、家畜改良増殖法施行規則上の名称である「IARS異常症」（同規則第6条第2号イ（1））に改める。

3 施行日

令和8年4月1日

ぎふ農業活性化基本計画（R8-12）の策定について

農政課

1 策定の必要性

令和3年3月に策定した「ぎふ農業・農村基本計画」が令和7年度末で終了するため、令和8年度からの県農政の指針として新たな計画を策定する。

現状、農業従事者の急速な減少が避けられない中、従来 of 農業の進め方の延長では、本県の広大な農地の潜在力を十分に発揮させることができないことが明らかであることから、将来にわたって県民に安全・安心でおいしい食料を安定的に供給できるよう、新たな視点を取り入れ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策の方向性を示す。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 計画の主な内容

【計画の方向性】

「地域農業を牽引する経営体」を中心として、「多様な農業を担う主体」も一体となって食料供給を支える“ハイブリッド型”の農業構造への転換を図るとともに、消費者に選ばれる農畜水産物の生産拡大と需要創出などに取り組み、「楽しい農業・儲かる農業」の実現を通じて、国を上回るペースで食料自給率の向上につなげる。

【基本方針】

- (1) 新たな担い手の確保
- (2) 潜在力をフル活用した生産強化
- (3) 新たな流通ルートの開拓、販路拡大
- (4) 安心できる農畜水産業と農村の環境整備

4 主な指標

- (1) 地域農業を牽引する経営体(中心農業経営体)が担う面積
23,367ha(R6年度)→28,800ha(R12年度)
- (2) アグリパーク構想を通じ農業に参画した主体数
-(R6年度)→550件(R8～R12年度)
- (3) 米の生産量 101,900t(平均値)→135,000t(R12年度)
- (4) 園芸(野菜・果樹)の生産量 73,913t(平均値)→84,940t(R12年度)
- (5) 畜産(牛・豚)の生産量 130,360頭(R6年度)→156,272頭(R12年度)
- (6) 県産農畜水産物の産出額 1,313億円(R5年度)→1,527億円(R12年度)
- (7) 県産農畜水産物及びそれを主原料とする加工品の輸出額
20.1億円(R6年度)→35億円(R12年度)

※平均値はR2～R6の5カ年のうち、中庸3カ年の実績の平均値

5 策定経過

令和7年3月	岐阜県農政審議会	<諮問>
令和7年5～8月	審議会企画部会（第1～4回）	
令和7年9月	岐阜県農政審議会	<骨子案審議>
	岐阜県議会	骨子案等説明会
	岐阜県議会	農林委員会
令和7年11月	審議会企画部会（第5回）	
令和7年12月	岐阜県議会	農林委員会
令和7年12月～	パブリックコメントの実施	（R7.12.16～R8.1.14）
令和8年1月	岐阜県農政審議会	<答申>
令和8年2月	岐阜県議会	<議案上程>